

[A] 江戸幕府の成立—テキスト P38 対応—

1590 年に豊臣秀吉は天下を統一したものの、その後「明の征服」を夢見て、朝鮮に対して明出兵のための先導役を命じた。ところが、それを断られたため、秀吉は文禄の役(1592～)・慶長の役(1597～)と二回にわたる朝鮮出兵を断行したよね。この朝鮮出兵のために、西国を中心とした大名たちが朝鮮へと駆り出されるんだけど、この朝鮮出兵に赴かなかったのが徳川家康。家康は北条氏滅亡後に関東に移され、関東 250 万石の大大名となっていて、戦国初期に太田道灌が築城した江戸城を拠点に、着々と関東で勢力の確立に勤しんでいた。

そんな慶長の役(1597～)が行われている最中、豊臣秀吉は 1598 年に病没したため、秀吉の晩年に側室の淀君との間に生まれた若干 5 歳の豊臣秀頼が跡を継いだ。当然、5 歳の秀頼には政治を行えるわけないので、秀吉政権下で政治を取りまとめてきた五大老と呼ばれる有力大名と、五奉行と呼ばれる秀吉子飼いの大名によって政治が行われることになったんだ。

<五大老・五奉行>

五大老=徳川家康(五大老筆頭)・前田利家・毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝・(小早川隆景④)
五奉行=浅野長政(五奉行筆頭)・石田三成・長束正家・前田玄以・増田長盛

しかし、この大名たちによる協調政治はすぐに崩壊する。家康が公然と天下取りを狙うようになったからだ。そこで、家康は豊臣家の中で起きていた内部分裂に着目したんだ。

<豊臣家臣の内部分裂>

武断派…福島正則・加藤清正・黒田長政・細川忠興など
文治派…石田三成・小西行長・長束正家・前田玄以など

武断派というのは秀吉が天下統一までの多くの戦で活躍してきた体育会系の連中。一方、文治派というのは全国統一を成し遂げた後に、民政などに貢献していった文化部系の連中。当然、お互い考え方は異なるし、最近は民政が重要になり、文治派の方が重視されていたので、武断派の方はおもしろくない。そこで、家康は武断派の福島正則などと親交を結ぶようになり、これから起こるであろう大規模な争いに備えていったんだ。

これに対して、文治派の石田三成は「秀吉様亡きあとは、秀頼様がいらっしゃるにもかかわらず、家康は天下を取ろうと企んでいる。だから、不届きな家康を倒すんだ」とついに兵を挙げた。これにより、美濃國で天下分け目の戦いと呼ばれる関ヶ原の戦いが 1600 年に起きたんだ。

徳川家康率いる東軍の軍勢は福島正則・黒田長政などを含めた約 10 万 4000 人。一方、石田三成率いる西軍の軍勢は五大老の毛利輝元・宇喜多秀家や、小早川秀秋・小西行長などを含めた約 82000 人(石田三成は五奉行の一人に過ぎないので、五大老の毛利輝元を「盟主(同盟の中心者)」とした)。

実は開戦当初から攻勢だったのは三成の西軍の方だったんだけど、その途中松尾山で日和見の立場を貫いていた小早川秀秋が家康の東軍に寝返ったことで、西軍は総崩れ。結果、家康の東軍の大勝利に終わったんだけど、この戦い後、石田三成・小西行長は京都で処刑され、秀吉の子の豊臣秀頼は攝津・河内・和泉の 65 万石の大名に領地を削減されることになった。こうして、全国の大名にトップに立つことになった家康は、その 3 年後の 1603 年に後陽成天皇から征夷大将軍に任命されて、江戸に幕府を開くことになったんだ。

そして、名実ともに全国の大名の頂点に立った家康は、自らが全国を治める支配者であることを示すために、翌年の1604年に、全国の諸大名に対して、国単位に^{くにえき}**国絵図**(国の地図が描かれた絵図)と^{ごう}**郷帳**(石高を把握する検地帳)の作成を命じて、それを家康に提出させたんだ。つまり、この全国の地図が描かれた国絵図と、大名の収入額である石高が記された郷帳を家康が所有するということは、全国の地形や土地からあがる収入額を、全国統治者である家康が全て握っているんだぞっていうことになるよね(秀吉時の慶長の元号が使用されていた時期は^{せいじゆう}**御前帳**と呼ばれたが、それ以後のものは郷帳と呼ぶ)。

これで全国の権力者は家康になったわけだけど、一つ問題が残っている。それが関ヶ原の鬭いの後、摂津・河内・和泉の大坂周辺の65万石のみの大名に下げられてしまったけど、未だに大坂城で莫大な秀吉の遺産を持っている豊臣秀頼だ。だから、他の大名の中でも「家康さんはいずれ征夷大将軍の職を秀頼様に譲つて、豊臣政権へと戻すつもりなのだろう」と思っている豊臣家ゆかりの連中がいる。…家康がそんなことするわけないよね~?

そこで、「これからは、豊臣家ではなく、徳川氏が將軍を世襲して全国を治めていくんだ」ってことを示すため、1605年に家康は將軍職を辞めて、子供の^{とくがわひでただ}**徳川秀忠**に譲ったんだ。つまり、これは「將軍職は豊臣氏とかではなく、徳川氏が世襲していくことを諸大名に示すため」なわけだね。ただし、將軍職自体は秀忠に譲ったけれど、家康自身は自分の生まれ育った^{すんぎ}**駿府**に移って、前將軍である^{おおご}**大御所**として実権を握ることになる。

ところが、まだ肝心な問題が残っているよね?それが、未だにずっと徳川氏に服従していない豊臣家の^{よしとみりあづよし}**豊臣秀頼**とその母^{よどぎゆ}**淀君**だ。しかも、豊臣家には秀吉の頃の莫大な財宝などが残ってるから、それを使って大量の武士(浪人)を雇うこともできるし、やっかいだよね?そこで、そのお金を使わせちまおうってことで、秀頼に京都にある方広寺の再建を命じたんだ。

この方広寺というのは、1588年に秀吉が刀狩令を出す時の名目として、徵収した刀などを加工して建立した**方広寺**のこと。この豊臣家ゆかりのお寺が地震で崩壊してしまっていたんで、秀吉の冥福にもなるのだし、建て直したらどうって秀頼に勧めたわけだ。そして、その方広寺が1614年にやっと再建されたんだけど、その方広寺の釣鐘の銘文に「**國家安康**」「**君臣豊楽**」という文字が刻まれていたんだ。これは、どちらも「国家が安らぎますように」、「主君も家臣も豊かになれますように」という良い意味なんだけれどね…。ところが、この家康がこれに対して「おい、こらあああ!国家安康ってどうゆうことやねん。「**國家安康**」って、家康って文字が二つに分けられてるやないかい!?これは家康を真っ二つにしようってことだな?それから、「**君臣豊楽**」?豊臣家が楽に栄えるってことやないかい!?」っていういちやもんを付けてきたんだ。…これ、めちゃくちゃですよね?

豊臣家からすればたまたものじゃないけど、家康としてみれば豊臣家を滅ぼす口実さえあれば良かった。そして、これに猛抗議をして、謝罪をしたいのなら、「大坂城を明け渡すか、秀頼の母親である淀君を人質として差し出せ、こら」と要求してきたんだ。これを**方広寺**鐘銘問題というんだけど、豊臣家は当然そんなん要求呑めるわけないよね?その結果、徳川氏が大坂城に攻撃をしかけて1614年の**大坂冬の陣**が起きるんだ。

でも、この当時の大坂城というのは今現在の大坂城とは比べ物にならないぐらいの大きさで難攻不落な名城。城のまわりに内堀と外堀と二重もの堀で囲まれているしね。しかも、家康自体は城攻めが大の苦手だったので、1ヶ月かけても落とすことができなかつた…。そこで、やむを得ないけど、「①大坂城にそのまま秀頼と淀君はいていい。②その代わりに、大坂城の外堀を埋める」という条件で講和が結ぶことにした。ところが、約束では「外堀」だけを埋めるという条件だったんだけど、その後強行的に「内堀」も埋めてしまったんだ。…これら辺はもうえげつなさすぎだけね。

「外堀」も「内堀」も埋められちゃったら、もう大坂城は丸裸。そして、その後にまた「秀頼は大坂城から出て行け」と要求をふっかけて、秀頼が断ったので「それなら最終決戦じゃあああ！」ということで起きたのが **1615年の大坂夏の陣**だ。でも、さすがに外堀も内堀もなかつたら大砲などで攻撃されたら防げないよね？これによって、大坂城は落城し、**豊臣秀頼**とその母の**淀君**は大坂城で自害して、豊臣氏は滅亡することになったんだ。…さて、ともかくこの大坂夏の陣によって、今まで続いた戦乱の時代はもう終了だ。そして、これからは戦のない平和な時代が訪れるわけだ。それを元和の時代に武がおさめられたということで、**元和偃武**と言う。

大坂冬の陣・夏の陣が終わって、豊臣氏も滅びたことにより、元和偃武という平和の時代が訪れた。…ということは、もう戦争のための城をいくつも置いておく必要はないよね？そこで、その大坂夏の陣の直後に出来たのが **1615年の一国一城令**だ。一つの領国内には、大名の居城する城以外は置いちゃいけません。だから、それ以外の城はすべて取り壊し。これによって、約400の城が取り壊されたんだけど、これの実際の目的って何だろう？

この法令の目的は、大名の城を一つだけにすることによって、**大名の軍事力を弱めるため**のものなんだ。もしも、大名が反乱を起こして抵抗した場合に、その大名が立てこもる城がいくつもあつたら、その分だけ軍事力も戦費も必要になるからね。そこで、その大名の城を一つだけにしといたんだ(その一方で、大名の家臣が今まで所持していた城郭も取り壊されたことで、**有力家臣に対する大名の軍事的優位性が促進された側面ももつ**)。

[B] 幕藩体制—テキストP39 対応—

さて、ここで「大名」についての話が出てきたので、いったん話を「幕藩体制」に移そう。

—<幕藩体制>—

「幕藩体制」について説明する上では、「征夷大将軍(将軍)」がどういう存在であるのかを考えなければならない。

そもそも日本の統治者は天皇である。しかし、天皇は中世・近世を経て日本を統治する権威・実力を失ってしまった。そこで、武家の棟梁の地位を確立し、全国の実力者である徳川家を征夷大将軍(将軍)に任命し、政治を行う権力(政権)を委ねることにした。つまり、征夷大将軍(将軍)である徳川家(将軍家)は、天皇から政権を委任されることで、日本を統治する立場にいるわけである。

こうした正当な公権力を担当する存在である、将軍家・幕府のことを「**公儀**」と呼ぶ(公儀とはもともと正当な公権力をもつ朝廷・公家を表す言葉として使われていたが、正当な公権力の担当者として次第に武家政権が認識されると、将軍家や幕府を意味するようになった。また、幕府権力に対しては私的な存在の藩権力をもつ大名も、公儀と呼ばれる場合があった)。

そして、「公儀」として全国を統治する将軍(徳川家)は大名に領地を給付し、**領知宛行状**(領地の支配を認める確認文書)を発給し、**大名の領地の支配権を保障した**。このように、**大名が将軍から給付された領地を支配する体制を大名知行制**という。そして、領地支配を保障された大名は、その代わりとして、**石高に応じた軍役**(軍事力)を負担する体制が整えられた。

以上の内容は教科書に即した形で説明したのだが、非常にわかりづらかったハズなので、噛み砕いて説明しよう。そもそも、徳川家(将軍家)は天皇から政権を任せられた立場なので、徳川家は全国の土地所有者という立場をもつ。

そして、この江戸時代でも中世からの「封建制度」が続いている。鎌倉時代の将軍と御家人の主従関係は「御恩」と「奉公」による「封建制度」をもとに成り立っていた。そして、この「封建制度」は江戸時代にも将軍と大名の主従関係においても、そのまま継承されている。

そもそも全国の土地所有権は、全国の武家の棟梁である將軍にある。そして、將軍は大名に対する「御恩」として、將軍から大名に領地を与える形をとて、大名の所有する領地の支配を保障してあげる(いわゆる本領安堵である)。そのことを示すために、1617年に2代將軍徳川秀忠は、全国の大名などに対し、領知宛行状という領地の支配を認める確認文書を発給して、大名などの支配する領地は將軍が認めてあげたものである、ということを意識付けたのである。なお、その後の3代將軍徳川家光も個別に領知宛行状を発給したが、4代將軍徳川家綱は1664年に全国の大名・公家・寺社に対し、今まで個別に発給していた領知宛行状を同時一斉に1830通ほど発給した。これを寛文印知というのだが、これによって徳川家(將軍)が全国の土地支配者であることを明示したのである。

こうした將軍から与えられた「御恩」に対して、大名は將軍に「奉公」として戦時には石高に応じた軍役(軍事力)を負担しなければならない。つまり、石高に応じた軍役を負担するというのは、戦争が起きたら大名の収入額に見合った分の兵力や軍馬を負担しなければいけない、ということ。ゆえに、大坂の陣などにおいては、大名たちはそれぞれの石高に見合った分の兵力を率いて参陣しなければならない。例えば、大名の石高が100万石だとしたら、戦争が起きた場合に軍役として1万人の兵を負担し、50万石の大名なら5000人の兵を負担しなければならない、といった具合である。

しかし、大坂夏の陣(1615)が終結すると、戦のない時代の元和偃武が到来したため、実際には軍役として兵力を動員する必要性がなくなっていた。そこで、その軍役の一環として、大名の石高に応じた従者の人数を率いて江戸へ参勤する参勤交代へと変化していったのである。

こうした戦時の場合、大名は軍役やその一環としての参勤交代を負担するが、戦のない平時には、江戸城などの城郭の修築や土木事業のお手伝い普請にあたる普請役を負担することになる。



このように、全国の大名たちは將軍からの「御恩」として、藩(大名の領地)の支配権を認められ、その地域の統治を行っている。だから、よく誤解している生徒が多いのですが、江戸幕府が全国の政治を行っているわけではない。幕府が政治を行っているのは天領(幕領)と呼ばれる幕府の直轄領だけであって、それ以外の地域である藩は大名が支配することを認めている。つまり、幕府は天領(幕領)のみで政策を行っていて、薩摩藩(現在の鹿児島県)は、その地域に住む人々に対する政策を行い、長州藩(現在の山口県)は、その地域に住む人々に対して政治を行っているわけである。このように、幕府は天領(幕領)の支配を行い、大名は藩の支配を行う支配体制を幕藩体制といいます。

こういった藩を支配しているのが大名なわけだけど、この大名とは石高が一万石以上の武家のことを言う。江戸時代には大体 260~270 家の大名がいたんだけど、この大名の種類は大まかに親藩・譜代・外様の3つに分けることができる。

まず、親藩というのは徳川氏の一門の家柄で約 20 家ぐらいあるんだけど、その中でも一番家柄が高い3つが(御)三家。それが家康の9男徳川義直を祖とする尾張藩・10男徳川頼宣を祖とする紀伊藩・11男徳川頼房を祖とする水戸藩だ。この御三家は、もしも將軍を継いだ秀忠の家系の徳川宗家が途絶えてしまった場合、將軍家を出すことができる家柄。ちなみに、この家柄の中でも序列があって、尾張と紀伊が一番高いんだ。水戸藩は若干低いんだけど、その代わり副將軍はこの水戸徳川家から出ることになる。「水戸黄門」として有名な、2代水戸藩主の徳川光圀も副將軍であったしね。

<(御)三家の覚え方>

「お よしな(さい)	君(きみ)より	ノーブラふつさふさ」	
尾 義直	紀 水	頼 宣	頼 房
張	伊 戸		

この(御)三家の次に偉いのが田安宗武を祖とする田安家・一橋宗尹を祖とする一橋家と・清水重好を祖とする清水家から成る(御)三卿という家柄なんだけど、実はこれは初めからあったわけじゃないんだ。この家柄が出来たのは8代将軍の徳川吉宗以降からだ。

そもそも、8代将軍の徳川吉宗は、7代将軍の徳川家継で徳川宗家が途絶えてしまったため、御三家の紀伊藩主から連れてこられた人物。ということは、吉宗としては今後御三家さえも途絶えてしまった時のことも考えなければならない。そして、吉宗以降の将軍が、自分の血統に近い人物であることを望んだ。そこで、将軍の後継者がいなかった場合に将軍家を出せるように、自分の2男(田安宗武)と4男(一橋宗尹)、孫(清水重好)を祖とする御三卿という家柄をつくるおいたんだ(なお、御三家の紀伊家からは8代目の吉宗と14代目の家茂、御三卿の一橋家からは11代目の家斉と15代目の慶喜、田安家からは田安宗武の子として松平定信が輩出されている)。

こういった徳川家一門の親藩に対して、家康が小大名であった三河時代から徳川氏の家臣であった者で大名に取り立てられた者が譜代だ。彼ら譜代は、石高自体は少ないんだけど、徳川氏への忠誠度も高いため要地に配置される。

一方、関ヶ原の戦い以後に徳川氏に従った大名を外様というんだけど、外様は石高の多い大名が多く、一番幕府に逆らう可能性が高い。だから、遠方に配置されることが多い。そして、こういった大名が将軍に対する奉公として勤めなければいけないのが、先ほどの「幕藩体制」の項でも述べた戦時における軍役と、平時におけるお手伝い普請などの普請役なわけだね。

<藩政>

大名の領地やその支配機構を藩と言うが、これまでの大名は地方知行制という方法で、自分の領国を支配していた。これは、大名が家臣に領地(知行地)を与えて、その領地をその家臣に支配させる、というもの。まあ、簡単に言えば「俺(大名)は多くの直轄領があって、そこから収入を確保している。そこで、お前(家臣)には領地(知行地)を与えるので、その領地はお前(家臣)がそのまま支配していいよ。だから、俺(大名)はお前(家臣)に給与とかは特に支給しないから、自分でその土地から年貢を徴収して自給自足しろ」というもの(論述的に述べると、家臣の所領を本領安堵してやるということ)。このように、大名が家臣たちに領地を与えることで、家臣が自分の領地(知行地)を持っている形態を知行取という。

ところが、その家臣がその領地を治めるためには、その中心となる城が必要になる。しかし、1615年に発布された一国一城令によって、彼ら家臣の城は取り壊されてしまったので、その土地にいる必要性がなくなってしまった。そこで、17世紀半ばから、家臣たちは大名のいる城下町に集住するようになり、この家臣の土地も含めて領内丸ごと大名が蔵入地(直轄地)として支配するようになつていった(論述的に述べると、大名による領内一円支配が進む)。そして、大名がその直轄地から年貢米を徴収して、それを領地(知行地)を持たなくなつた藩士(藩の家臣)に給料として支払うようにしたわけだ。その給料である米のことを蔵米(ほうざい)・禄米(ろくまい)・切米(きりまい)ともい)といい、この大名から家臣に給料である蔵米を支給する制度を俸禄制(ほうろくせい)と言う。つまり、今まで家臣に土地を与えて、自分たちで収入をまかなわせていた(地方知行制)わけだけど、これ以降は領内の土地をすべて大名が支配するようになり、その大名から給料を支払う形(俸禄制)に変えたわけだ。

こうして大名から給料をもらうことになった藩士は、その代わりとして、大名の下の家老(藩政を統括する大名の重臣)や郡奉行(家老の下で農政・行政を統括する役人)、代官(農村支配にあたる役人)などの役職に就き、藩政を運営していくことになった。

さて、将軍に仕えている武家で石高が1万石以上のものを大名というのに対し、石高が一万石未満で将軍に直々に仕えている約22000人の武士を直参という。この直参は二つに分けることができて、それが旗本と御家人の二種類だ。この両者の違いに関しては、簡潔に述べると将軍に謁見することができるか、できないか。将軍に会うことができる^{ことを}御自見得^{と言}うんだけど、御目見得以上で約5000人いる知行取が旗本で、御目見得以下で約17000人いる蔵米取が御家人。なお、旗本の知行取^{とい}うのは、自らの知行地(領地)をもち、そこからの収入があるタイプのこと、御家人の蔵米取^{とい}うのは、自らの知行地(領地)を持たないため、将軍から給料として蔵米という米を支給されるタイプのこと。まあ、イメージとして旗本はリッチで、御家人はピンボーダと思つておけばいい。

こういった御家人に給料を支給したり、政策を行うためには財政基盤が必要になる。そのため、幕府は天領(幕領)と呼ばれる直轄領を全国に持っているんだけど、その石高が約400万石。全国の総石高が約3000万石だから、幕府の石高は全国の約7分の1になる。しかも、約300万石ある旗本の領地である旗本知行地を含めると約700万石になるから、全国の約4分の1を幕府が支配下に置いていくことになる(御家人の場合はほとんど蔵米取なので、知行地には当てはまらない)。なおかつ、この4分の1^{とい}うのは徳川家一門の親藩や以前からの家臣である譜代を含まずの数字だからね。これらの大名は徳川家の家臣であるわけだから、それらの石高も含めると、全国の4分の3が幕府の勢力範囲になる。こうしてみると、幕府の勢力がどれだけすごいかがわかるよね。

また、幕府は以前に豊臣氏が直轄化していた鉱山や主要都市なども幕府の直轄化している。たとえば、鉱山では、家康側近の大久保長安が開発した佐渡国^の相川金山や石見国の大森銀山、但馬国^の生野銀山を直轄として、そこから採れる金や銀で金貨や銀貨を鋳造したり、幕府の収入にしたりしていたんだ。それから、江戸・大坂・京都や長崎・日光・堺などの重要都市に関しても幕府自ら直轄して、その地に町奉行や奉行などを置いていた(町奉行・奉行が置かれた都市は幕府の職制で後述する)。こういった直轄都市の中で最も重要な都市が三都と呼ばれる江戸・大坂・京都。将軍がいることから「將軍のお膝元」と呼ばれる江戸、コメ・魚・野菜・果物など全国の商品が集まつてくることから「天下の台所」と呼ばれる大坂、平安時代の頃から都として栄えた「千年の古都」京都、これらが重要なのは当たり前だよね。ところが、面倒なことに慶應大の経済学部では、これら三都の人口を問うてきたこともある。江戸の人口はもともと15万人程度だったんだけど、のちに町人方という町人の住む地域だけで50万人、武家方と呼ばれる武士の住む地域も50万人、両者を含めると何と100万人にまで増加した。これは当時のロンドンでも87万人だったので、世界1位の人口だったんだ。それに対して、大坂は江戸初期の頃は30万人近くだけど、経済の中心として徐々に人口は増えて40万人ほど、一方京都は初期40万人だったものが徐々に減少していって35万人ほど、というのが特徴的だね。

[C] 江戸幕府の職制—テキストP39 対応—

江戸幕府の職制は、基本的にトップの将軍が行う将軍独裁の色が濃いんだけど、将軍自ら政治を取り仕切ることは多くない。そのため、将軍の下には譜代大名から任命される各役職があるんだけど、その役職の中で最高職なのが、10万石以上の石高をもつ酒井・井伊・土井・堀田の4氏から任命される大老だ。ただし、これは将軍が幼かったり、国家的な重要時期に任命される臨時の最高職であり、常に置かれているわけではない非常置の役職。じゃあ、常に置かれているトップの役職は何だろう?それが政務を統轄する常置の最高職である老中だ。この老中は初期の頃は年寄と呼ばれていたんだけど、「年寄」という言葉には「老人」という意味以外にも「人の長」という意味があるので、この場合は重臣という意味を指している。ただ、老中が全ての政務を統轄するのは難しいので、彼らよりも若い連中がこれの補佐役にあたる。それが老中の補佐、旗本・御家人を統轄する若年寄だ。つまり、年寄と呼ばれた老中よりも、「若」い「年寄」が若年寄なわけだ。

さて、話を老中に戻そう。この老中の下には旗本から任命されるいろいろな役職が置かれている。その代表的な役職が、幕府の財政や天領・関八州の訴訟を担当する勘定奉行。でも、勘定奉行は江戸にいるのに、全国に散らばっている天領を管理していくには無理があるよね。そこで、この勘定奉行の下には関東・飛騨・美濃など支配高が10万石以上の広い地域には都代、それ以外の10万石以下の狭い地域には代官が設けられていて、赴いた現地の天領を管理しているんだ。

こういった各地に散らばる天領を管理する勘定奉行に対して、幕府の直轄都市に置かれたのが(江戸)町奉行や遠国奉行だ。これらを説明するために、幕府の直轄化している都市を列挙してみよう。

〈幕府の直轄都市〉

超重要な直轄都市(町奉行が置かれる)…	江戸(三都の一つ)「将軍のお膝元」	}
	大坂(三都の一つ)「天下の台所」	
	京都(三都の一つ)「千年の古都」	
重要な直轄都市(奉行が置かれる)…	駿府(大御所である家康の居住地)	(江戸)町奉行以外は 遠国奉行と呼ばれる
	長崎・日光・奈良・堺・佐渡・山田	

こういった直轄都市の政治や裁判を行うために奉行が置かれるわけだけど、この直轄都市の中で、最も重要な都市はどこになるか？それは当然「将軍のお膝元」である江戸。そして、この江戸の行政・司法などを担当するのが(江戸)町奉行だ(江戸町奉行は「江戸」を省略して、単に「町奉行」という場合もある)。でも、江戸は100万人の人口を抱える大都市なので、全部を監察するのは無理でしょ？そのため、江戸町奉行の下には与力や、更にその下の同心という警察官にあたる下級役人がいるんだ。ただし、この2つに関しては旗本からではなく御家人から任命される。

こうした江戸に置かれた江戸町奉行に対して、江戸以外の直轄都市に置かれた奉行は全て遠国奉行と呼ばれる。つまり、先ほどの直轄都市の中から江戸を除いた、大坂・京都・駿府・長崎・日光・奈良・堺・佐渡・山田に置かれた奉行は全て遠国奉行ということになる。

この中で江戸の次に重要性が高い都市である大坂・京都・駿府の3つに置かれたのが町奉行。大坂は「天下の台所」という経済の中心地、京都は「千年の古都」として朝廷が存在する。そして、駿府が重要なのは1605年に家康が將軍職を退いた後に、大御所となって拠点にした場所が駿府だから。そのため、この3都市にはそれぞれ大坂町奉行・京都町奉行・駿府町奉行が置かれたんだ。つまり、町奉行は江戸町奉行を含めると、全部で4つ置かれたことになるわけだけど、この町奉行の中でも將軍のいる江戸を管轄する江戸町奉行だけは別格的な存在になるわけだ(一般的に町奉行とは江戸町奉行のことをさす。その他の場合は大坂町奉行・京都町奉行・駿府町奉行など都市名をつけて呼ぶ)。

それに対して、江戸・大坂・京都・駿府以外の直轄都市、長崎・日光・奈良・堺・佐渡・山田の場合は奉行が行政・司法を担当する。すなわち、これらの都市の場合は、○○町奉行とは言わずに、單純に長崎奉行・日光奉行・奈良奉行・堺奉行・佐渡奉行・山田奉行と呼ぶんだ。

でも、これら遠国奉行はいっぱいありすぎて覚えられないよね。だから、以下の語呂で覚えておくといい。これは女の子から「好き！」と言わされた時に答えるためのセリフ。もともとは、ある箇所に「ら」を入れた語呂だったんだけど、女の子の生徒から「最低！」と言われたので、やむなく修正した語呂だ。あくまでも、語呂だから本心で言ってるわけじゃないんだけどね…。

〈遠国奉行の覚え方〉

「大好き！」「…なに？なら、さつさと瘦せろよ」
 大駿京 長日奈良堺佐渡山
 坂府都崎光田

江戸・大坂・京都の三都に加え、大御所家康の居住する駿府にはそれぞれ町奉行が置かれたけど、これらの都市には重要な城が存在する。具体的には、江戸には江戸城、大坂には大坂城、京都には二条城と伏見城、駿府には駿府城がある。こうした城の行政・警備などにあたるのが城代で、これは伏見城・二条城・駿府城に置かれたんだ(大坂城には大坂城代が置かれたが、大坂城代は将軍の配下に置かれた役職であるため、老中の配下に置かれた伏見城代・二条城代とは別に扱う)。

<城代>

江戸(三都のひとつ)…江戸城は将軍の居城
大坂(三都のひとつ)… <u>大坂城代</u> (将軍の支配下)
京都(三都のひとつ)… <u>伏見城代</u> (老中の支配下)
二条城代(老中の支配下)
駿府(家康の居住地)… <u>駿府城代</u> (老中の支配下)

これまで老中の支配下に置かれた役職を説明したけど、その老中の配下に置かれ、大名を監察するのが大目付。さらに、若年寄の配下に置かれ、旗本・御家人を監察するのが目付だ。

この2つについては漢字の意味から考えれば簡単に覚えられる。そもそも「目付」とは「目を付ける=監視する」という意味。だから、目付は一般武士の旗本・御家人に目を付けて監視し、大目付は大名に目を付けて監視するわけだ。ただし、ここで気をつけておいてもらいたいのが、大目付は老中の配下に置かれた役職であるのに対し、目付は若年寄の配下に置かれた役職であるという点。そもそも若年寄は、老中の補佐だけでなく旗本・御家人を統轄する役職でもある。ゆえに、旗本・御家人を監察する目付を配下に置いているんだ。

江戸幕府の職制には、大名を監察する大目付や旗本・御家人を監察する目付など、「監察」のための役職が多い。これは、大名や旗本・御家人が、警戒しておかなければならぬ存在であるため。でも、それ以外にも警戒しなければいけない存在があるよね。それが寺社勢力や朝廷だ。だから、寺社を監察する寺社奉行、朝廷・西国大名を監察する京都所司代、また京都所司代と共に西国大名を監察する大坂城代などが設けられている。

まずは、寺社奉行から。もともと寺社(寺院・神社)の監察については金地院崇伝(以心崇伝)という家康の顧問が取り仕切っていたんだけど、彼が1633年に亡くなってしまったことで制度化されたのが寺社奉行。そして、この寺社奉行と(江戸)町奉行・勘定奉行を合わせて三奉行というんだけど、(江戸)町奉行と勘定奉行が老中の配下にあって旗本から任命されるのに対し、寺社奉行は将軍の配下にあって譜代大名から任命されるため、寺社奉行は三奉行中最上位となる。

それから、朝廷・西国大名を監察するのが京都所司代。ただし、京都所司代は1名なので、西国大名も監視するとなると大変(西国大名には長州藩毛利家、薩摩藩島津家など危険な存在が多い)。そのため、西国大名の監視に関しては、大坂城代と共にやっているんだ。

なお、大坂城代は先ほど説明した伏見城代・二条城代・駿府城代とは格が異なる。伏見城代・二条城代・駿府城代は老中の配下に置かれ旗本から任命されたけど、この大坂城代は将軍の配下で譜代大名から任命されるからね(正確に言うと、大御所・将軍居所とされた伏見城は1619年に破却されたため、伏見城代は同年に大坂城代へと移動している)。

<江戸幕府の要職>

江戸幕府の要職は、以下のように <u>譜代大名</u> ・ <u>旗本</u> から任命される(与力・同心は御家人から任命)。
「 <u>譜代から任命する要職</u> …大老・老中・若年寄・寺社奉行・京都所司代・大坂城代」
「 <u>旗本から任命する要職</u> …勘定奉行・江戸町奉行・遠国奉行・城代・大目付・目付」

ここで、気づいてほしい点は、親藩・外様大名が要職に就くことができないということ。そもそも親藩は石高が多く、要地に配置される。そのため、要職に就けるようにしてしまうと、権力を牛耳ってしまう可能性がある。そのため、要職には就けないようにしたのである。また、外様大名は石高が多いが、閑ヶ原の戦い以降に臣従した大名なので、信用を置くことはできない。ゆえに、遠方に配置し、要職にも就けないようにする。一方、譜代大名は要地に配置されるが、石高は少ない(譜代大名の中で最大の彦根藩井伊家でも石高は35万石)。そこで、彼らを幕府の要職に就けることで権力を与える。このように、江戸幕府のシステムは、それぞれ親藩・譜代・外様の収入・権力などをバランスよく割り振ることで、それぞれの均衡を保つようにした効果的なものだったのである。

「親藩」…①石高=多・②配置=要地・③要職=就けない

「譜代」…①石高=少・②配置=要地・③要職=就ける

「外様」…①石高=多・②配置=遠方・③要職=就けない

それじゃあ、最後に江戸幕府の職制の特色を見ていこう。こういった役職などの中で、特に重要な老中や若年寄、三奉行(寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行)って、権限が強いish?だから、こうした権限が一人に集まらないように、要職には複数名を任命して合議制こうぎせいが行われるんだ。例えば、老中は4人、若年寄も4人、寺社奉行・勘定奉行も4人。江戸町奉行は南北の奉行所の2人とかね。

そして、こうした複数の担当者が、月番制つきばんせいといつて一ヶ月ごとに交代して勤務する。例えば、老中の場合は、1月に老中Aと老中Bが勤務、2月は老中Cと老中Dが勤務、3月はまた老中Aと老中Bが勤務するわけだ。こうすれば、権力1人に集中するのを防ぐことができるからね。

<合議制・月番制>

①合議制…老中(4名)・若年寄(4名)・寺社奉行(4名)・勘定奉行(4名)・江戸町奉行(2名)

②月番制…老中A…1月勤務→2月休み→3月勤務

老中B…1月勤務→2月休み→3月勤務

老中C…1月休み→2月勤務→3月休み

老中D…1月休み→2月勤務→3月休み

ところが、重大事件や管轄がまたがる事件が起きた場合はどうするか。例えば、「江戸の町人が僧侶を殺害して、天領(幕領)を逃げ回っている」などの事件が起きた場合、江戸の町人は江戸町奉行の管轄、僧侶は寺社奉行の管轄、天領は勘定奉行の管轄になる。このような、管轄のまたがる事件や重大事件などが起きた場合は、評定所ひょうじょうしょくという最高司法機関が設けられ、老中・三奉行(寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行)や大目付・目付などが集まって話し合うんだ。

じゃあ、こういった江戸幕府の職制はいつ整ったのか。初代将軍家康の頃は、農村の庄屋制度と似たような仕組みで、非常に簡素なものに過ぎなかった(これを江戸中期の幕臣小宮山昌世は「庄屋仕立て」と比喩した)。これが3代将軍徳川家光の頃に、老中・若年寄・寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行などが正式に設置され、ようやく整うことになったんだ。

[A] 大名統制一テキストP38対応ー

これまでの鎌倉幕府や室町幕府も140年近く政権を維持したけど、それは長期的に安定していたものではない。ところが、江戸幕府は1603年に成立して以降、ペリーが来航する1853年までは細かい部分を除けば安定した政権を保つことができた。はあ、なぜ江戸幕府は260年もの間、政権を維持することができたのだろう？その理由は、幕府にとって危険性のある勢力に対して、それぞれ法律や制度・監視機関を設け、江戸幕府の統制下においていたからなんだ。例えば、諸大名には「武家諸法度」を、朝廷には「禁中並公家諸法度」を、寺院には「諸宗寺院法度」を、神社には「諸社禰宜神主法度」を、農民には「五人組制度」・「慶安の触書」といった具合に、「大名は～～しちゃいけないよ」、「公家も～～しちゃダメだよ」、「農民も～～しちゃダメだよ」、って規制をかけるわけだ。

<諸統制政策>

- | | | |
|-----------------|-----|----------------|
| 「武家諸法度」 | ……… | 大名が守らなければならぬ法律 |
| 「禁中並公家諸法度」 | ……… | 朝廷が守らなければならぬ法律 |
| 「諸宗寺院法度」 | ……… | 寺院が守らなければならぬ法律 |
| 「諸社禰宜神主法度」 | ……… | 神社が守らなければならぬ法律 |
| 「五人組制度」・「慶安の触書」 | … | 農民が守らなければならぬ法律 |

それじゃあ、まず初めに大名に対する統制政策から見ていく。諸大名に対しては、大坂夏の陣が終わった直後の1615年に一国一城令が出されていたハズ。これは大名の城を一つだけにすることで、大名の軍事力を削減することを目的に発布されたものだったね。

こうして大名の軍事力を削減した上で、これ以降大名が幕府に逆らったりしないように、諸大名を伏見城に集めて、13条から成る大名に対する根本法典として武家諸法度(元和令)を1615年に発布したんだ。これは「黒衣の宰相」と呼ばれた崇伝(金地院崇伝・以心崇伝)が起草して、その時の2代将軍徳川秀忠の名で発布したんだけど、これを裏で命令していたのは大御所の徳川家康だ。

この武家諸法度(元和令)はさっきの一国一城令と同じように、大坂夏の陣が終わった直後に出されたものなんだけど、これから幕府支配を維持していくためには、大名をいかに抑えるかが重要だよね？そこで、一番危険性の高い大名に対して、「①大名は文武弓馬(学問・武芸)に励むこと、②諸國の居城を修理する場合は、必ず幕府に申し出るように、③幕府の許可無く婚姻を結ばないように、④大名同士が徒党を結んでよからぬことを企まないように、⑤法度に違反した者を領内に隠しておかないように、⑥諸大名が参勤する時の作法について(参勤交代の制度化ではない)」といった、大名の守らなければならない内容を規定したわけだ。

じゃあ、もしも、こういった武家諸法度の内容に違反したり、大名が急死して跡継ぎがいなかったり、幕府に対して謀叛を起こした場合はどうなるのか？…その場合は領地を没収されてしまう改易や、領地を削減される減封、領地を引越しられる転封(国替)という処罰が待っているんだ。最も罪の重い改易は、その大名の家も取り潰しになってしまふんだけど、先ほどの武家諸法度の「諸国の居城を修理する場合は、必ず幕府に申し出るよう」という内容に違反して、広島城を無断修築したため改易されてしまった大名が安芸国の広島城主福島正則だ。彼は関ヶ原の戦いで家康に味方したものの、もともと秀吉子飼いの大名。だから、豊臣寄りの大名だから幕府からも狙われていたわけだね。それ以外に改易された大名としては、越後高田藩主の松平忠輝(家康の6男であったが、大坂夏の陣に遅参したため家康の不興を買ひ改易される)、越前福井藩主の松平忠直(家康の孫であったが、江戸へ参勤しないなど不遜な行動が多かったため改易される)、下野宇都宮藩主の本多正純(家康時代からの重臣であったが、土井利勝らの反対派に謀られたと思われる)、肥後熊本城主の加藤忠広(秀吉子飼いの大名加藤清正の子だが改易の理由は不明)が有名だね。

▣ 武家諸法度—元和令(1615年)—『御触書寛保集成』

- 一、文武弓馬ノ道、専ラ相嗜ムベキ事。
- 一、法度ニ背ク輩、国々ニ隠シ置ケカラザル事。……
- 一、諸國ノ居城修補ヲ為スト雖モ、必ズ言上スベシ。況ニヤ新儀ノ構營堅ク停止令ムル事。……
- 一、隣国ニ於テ新儀ヲ企テ徒党ヲ結ブ者之有バ、早ク言上致スベキ事。
- 一、私ニ婚姻ヲ締ブベカラザル事。……
- 一、諸大名参勤作法ノ事。……
- 一、諸国諸侍、僕約ヲ用ヒラレベキ事。……
- (一) 文武弓馬(学問・武芸)の道に、ひたすら励むようにせよ。……
- 一、法度(法令)に違反する者は、それぞれの領国に隠し置いてはならない。……
- 一、諸国の居城はたとえ修理であっても、必ず幕府に報告せよ。まして、新規に築城することは厳重に禁止する(この条項に違反し、安芸国広島城主の福島正則は改易(領地没収)された)。……
- 一、隣りの国で、新たに不穏な動きがあったり、徒党(同志)を集めている者があれば、速やかに報告せよ。
- 一、幕府の許可受けなく、婚姻(結婚)はしてはならない。……
- 一、諸大名が江戸に参勤する時の作法について(参勤交代を制度化したものではない)。……
- 一、諸国の侍の身分の者達は僕約を心がけるようにせよ。……)

さて、徳川秀忠が武家諸法度(元和令)を出して以降、この武家諸法度は將軍の代が替わるごとに毎回発布されていく(7代将軍家継と15代将軍慶喜は除く)。だから、その後の3代将軍徳川家光時に武家諸法度が出されているんだ。それが、元和令発布からちょうど20年後の1635年に、林羅山の起草で発布された武家諸法度(寛永令)だ。これは元和令から「①参勤交代の制度化、②500石積以上の大船建造禁止、③私的な関所や津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)の禁止」など新たに6つの項目を追加した19力条から成るんだけど、その中身まで問われてくる。

まず、「①参勤交代の制度化」とは、参勤交代自体は以前から慣例として存在していたんだけど、それを正式に武家諸法度に規定して、毎年4月に江戸に参勤することを義務付けた、ということ。そして、大名の妻子は人質として江戸にある大名屋敷に居住させて、大名には国元(大名の本国)と江戸を1年交代で往復することを強制化したんだ(つまり、薩摩藩主の場合は薩摩で1年生活→江戸で1年生活→薩摩で1年生活ということ)。ただし、大名の国元が江戸から遠い、近いという地理的な関係もあるので例外もある。例えば関東の大名では半年交代(2月と8月で交代)、水戸藩の場合は副将軍という立場があるので、ずっと江戸にいる江戸定府(つまり参勤交代はしない)。それに対して、対馬の宗氏は遠距離なので3年に1回、同じく蝦夷の松前氏は5年に1回だ。

<参勤交代の意味・影響>

「幕藩体制」の項でも述べたように、参勤交代は將軍による「御恩」と、それに対する大名の「奉公」から成る「封建制度」が背景にある。

全国の土地所有者である將軍は、大名に対する「御恩」として、藩(大名領)の支配を保障する。それに対して、大名は將軍に対する「奉公」として戦時には石高に応じた軍役(軍事力)を負担しなければならない(戦時は軍役を負担するが、戦のない平時には、江戸城などの城郭の修築や土木事業のお手伝い普請にあたる普請役を負担することになる)。

しかし、現在は大坂夏の陣も終わり、元和偃武という平和な時代なので、戦争のような事態が起きることはない。そこで、今までの軍役の一環として、將軍と大名の主従関係を確認する意味も含めて、石高に応じた従者の人数を率いて江戸に参勤させるようにしたのが参勤交代だ。つまり、最大の外様大名である103万石の加賀藩(前田氏)なら約3000人の従者を率いて参勤、73万石の薩摩藩(島津氏)なら約2000人の従者を率いて参勤、といった具合になる。

さて、続いてこの参勤交代の制度化による影響だ。まず、大名は江戸へと向かう道中費用と1年間の江戸での滞在費のため、経済的な負担が増大することになる。その結果、参勤交代の費用だけで年間支出の20~40%になり、藩財政の窮乏化を招くことになってしまった(大名の経済力を弱らせることで、下剋上を予防するという意味もあったとされる)。その一方で、各大名が江戸へと参勤するため、江戸へと通じる五街道などの交通が発達し、街道における宿駅や江戸などの市場が発達する。そして、大名が国元へと戻ることによって、江戸の文化が地方に伝わるというメリットもあった。

それから「②500石積以上の大船建造禁止」は、もう平和な時代なわけだし、米を500石以上(約75トン)積めるような大きい船は造っちゃダメですよ、ということ(ただし、1853年のペリー来航により、欧米列強に対抗できる大船が必要になったため、老中阿部正弘の安政の改革により大船建造禁は緩和された)。また、「③私的な関所や津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)の禁止」は、私的に関所を設けたり、飢饉・凶作が起きた際に、物資の他国への移出・移入を止めたりすることを禁止したものだ。

図 武家諸法度—寛永令(1635年)—『御触書寛保集成』

- 一、文武弓馬ノ道、専ラ相嗜ムベキ事。
- 一、大名小名、在江戸交替、相定ムル所也。毎歳夏四月中参勤致スベシ。……
- 一、五百石積以上ノ船停止ノ事。
- 一、私の関所、新法の津留、制禁の事。
- (一、文武弓馬(学問・武芸)の道に、ひたすら励むようにせよ。……)
- 一、大名・小名(1万石以上をもつ者で、大規模な知行を持つ大名と小規模な知行を持つ小名)が国元と江戸とを参勤交代するよう定めるものである。毎年夏の四月中に江戸に参勤せよ。……
- 一、500石(約75トン)積み以上の船をつくることは禁止する。
- 一、大名が幕府の許可無く私設の関所を置いたり、新たに法をつくっての津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)を行うことは禁止する。)

[B] 朝廷統制—テキストP38 対応—

1586年、豊臣秀吉は皇位継承に介入して、正親町天皇の後継天皇に孫の後陽成天皇を擁立しているんだけど、新たに権力の座を手に入れた徳川家康もまた皇位継承に介入している。

当時の後陽成天皇は、弟の八条宮智仁親王への譲位を望んでいたが、家康はそれに反対し、1611年に後陽成天皇皇子の後水尾天皇を擁立した。この事例からもわかるように、天皇・朝廷は徳川幕府の統制を受けていた。では、なぜ徳川幕府は朝廷に対して自由を与えたかったのだろう?

そもそも、古代から中世まで天皇は権力をもって自ら政治を執り行なったり、権力闘争の主役となっていた。また、天皇からの宣下で徳川氏が征夷大将軍(将軍)に任命されるように、天皇・朝廷は古代から伝統的な権威を持っている。だから、徳川幕府は天皇・朝廷が自ら政治権力をふるわないように、他の大名が天皇・朝廷と結びつかないように、幕府が朝廷との関係を独占できるように、細心の注意を払ったんだ。

こうした天皇・公家を統制するため、1615年に公布されたのが、17条から成る禁中並公家諸法度だ。これは武家諸法度を公布した7月7日から、わずか10日後の7月17日に公布されたものなんだけど、これを起草した人物も武家諸法度の起草をした崇伝(金地院崇伝・以心崇伝)だ(禁中並公家諸法度の前提として、2年前の1613年には公家衆法度と勅許紫衣法度も発布されている)。

この法度に規定された内容は主に、

- 「①天皇の学問第一」…天皇が行うべき芸能の第一は学問，第二は和歌，第三は有職故実である。
- 「②公家の席次」……公家の座次(座席の順序)は，三公(太政大臣・左大臣・右大臣)・親王・摂家の元大臣・諸親王・清華家の元大臣の順番となる。
- 「③摂関の任免」……公家の最上位の家格である摂家(一条・二条・九条・近衛・鷹司の五摂家)であっても，その人物の器量に欠ければ三公(太政大臣・左大臣・右大臣)・摂政・閥白に任じられるべきではない。
- 「④武家の官位」……武家の官位は公家の官位とは切り離し，別に存在させる。
※朝廷が武家に影響力を及ぼすことを防ぐため
- 「⑤元号の制定」……改元(元号を改める)にあたっては，新しい元号は漢朝(中国王朝)で既に用いられた元号の中から，吉例であったものを用いること。
- 「⑥紫衣の勅許」……紫衣とは，高僧のみが着用をする紫色の袈裟で，天皇の勅許(許可)により着用が許されるものである。しかし，近頃はやたらに紫衣の着用が許されているので，これからはよく吟味するように。

回 禁中並公家諸法度『御当家令条』

- 一，天子諸芸能の事，第一御学問也。……
- 一，摂家為りと雖も，其器用無きは，三公・摂関に任せらるべからず。況んや其外をや。
- 一，武家の官位は，公家當官の外るべき事。
- 一，改元，漢朝の年号の内，吉例を以て相定むべし。……
- 一，紫衣の寺住職先規希有の事也。近年猥りに勅許の事，且は脣次を乱し，且は官寺を汚し，甚だ然るべからず。向後に於ては，其器用を撰び，……申し沙汰有るべき事。
- (一，天皇が修めなければならない諸芸能の第一は学問である。……)
- 一，摂家(摂政・閥白に就任し得る家柄の一条・二条・九条・近衛・鷹司の五摂家)出身の人物であっても，能力のない者は三公(太政大臣・左大臣・右大臣)・摂政に任命してはならない。ましてや，それより下の家柄の者は言うまでもないことである。
- 一，武家に与える官位は，公家の在官者とは別に扱うこととする。
- 一，年号を改めることについては，中国の年号から縁起の良いものを定めよ。……
- 一，紫衣を許される寺の住職は，以前はきわめて少なかった。しかし，近頃はやたらに勅許されている(許されている)。これは一つには序列を乱し，一つには官寺の名誉を汚すもの，はなはだけしからぬことである。以後は，その能力をよく吟味して，……任命すべきである。)

こうした法令で朝廷に対して規制をかけておいたわけだけど，朝廷の行動全般についても京都所司代・武家伝奏を通じて幕府の管理下に置いている。京都所司代は朝廷を監視するために譜代大名から任命され，そして武家伝奏は朝幕(朝廷・幕府)間の連絡のために公家2名から任命される。

<武家伝奏>

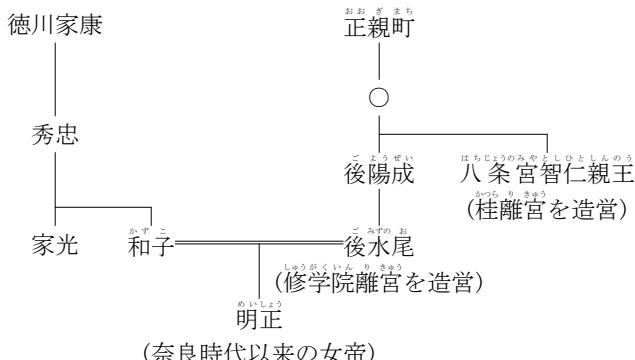


例えば，天皇が花見などに行きたい場合は，まず武家伝奏に「朕は花見に行きたいでおじやる」と伝える。そうしたら，武家伝奏が京都所司代に「帝が花見に行きたいそうですが」と伝え，京都所司代が「だめ」と言ったら，武家伝奏がそのことを天皇に伝えるといった具合だね。

このように、徳川幕府は禁中並公家諸法度などの法律、京都所司代、武家伝奏などの役職により、天皇・公家を京都の中に閉じ込めてしまい、なおかつ公家領は7万石、皇室領にあたる禁裏御料も1万石しか与えなかつたんだ(家康の頃は1万石だったが、のちに秀忠が1万石、綱吉も1万石献上したことで最終的には3万石となつた)。

これだけやればもう十分だと思うでしょ?でも、徳川幕府はまだまだ続ける。朝廷を更に統制するとともに徳川氏の権威を高めるため、今度は天皇家に徳川家の血筋を混ぜようと、1620年に將軍徳川秀忠の娘である徳川和子を後水尾天皇に入内させたんだ(その後、後陽成天皇と徳川和子の間に皇女の興子内親王(のちの明正天皇)が生まれている)。

<徳川家・天皇家系図>



ここまで、規制を受けていたら後水尾天皇もストレス溜まりまくりだよね。だから、そうしたストレスの発散の意味もあったんだろうけど、天皇は大徳寺や妙心寺の高僧に、紫衣を着用することを認めまくっていたんだ。紫衣とは、天皇からの勅許により高位の僧侶に与えられる法衣のこと。簡単に言えば、偉い坊主に「お前今までよく頑張ってきたな。その功績を称えて、この紫色の衣をプレゼントしたるわ(紫は日本では高貴な色とされている)。」ってことだね。

でも、待って。この天皇が勅許により高僧に紫衣を与えることは昔は朝廷の権限だったんだけど、徳川幕府は禁中並公家諸法度で規制をかけていなかつたっけ?

<禁中並公家諸法度第16条(現代語訳)>

天皇の勅許により紫衣を着ることが許される高僧は、以前は極めて少なかつた。しかし、近頃はやたらに紫衣を着ることが許されている。これでは寺院の序列が乱れてしまう。…なので、今後はその僧侶の能力などをよく吟味した上で、紫衣を与えるように。

…うん、確かにあらかじめ幕府は紫衣の勅許について言及しているね。ということで、幕府は1627年、後水尾天皇が幕府の許可なく与えた紫衣を全部取り上げちゃつたんだ(これを紫衣事件という)。でも、紫衣の勅許はもともと朝廷の権限であったんだし、それはやりすぎだよって抗議をしてきた坊主がいた。それがタクアンを考案したと言われる大徳寺の僧沢庵(沢庵宗彭)だ。でも、その抗議がしつこかつた。1629年の2年間にわたつて抗議をし続けたので、幕府は「しつこいわ」って出羽国に配流することにしたんだ(のち、沢庵は1632年に許され、徳川家光の帰依を受け江戸品川の東海寺を開いている)。

この事件の重要性は大きい。なぜなら、天皇自らのお許しである勅許よりも、幕府の法度の方が偉いってことでしょ?だから、この事件は“天皇の勅許よりも幕府の法度の方が優先されることが明らかになつた”という意味をもつんだ。

ところが、これに怒っちゃったのが、紫衣をあげまくっていた後水尾天皇だ。「もう、朕は怒ったあるよ。そんなにイチイチ幕府から言われるなら朕は天皇やめちゃうから」って、いきなり何の前触れもなく、**後水尾天皇**は皇女の**明正天皇**に譲位することを発表しちゃったんだ。これは、幕府の同意なしにいきなり譲位したものだから、当然幕府も困惑したんだけど、最終的にはそれを認めている。その理由は、即位した**明正天皇**が後水尾天皇と徳川和子(徳川秀忠の娘)であったため。まあ、徳川家の血が入った天皇が即位するなら問題はないからね。

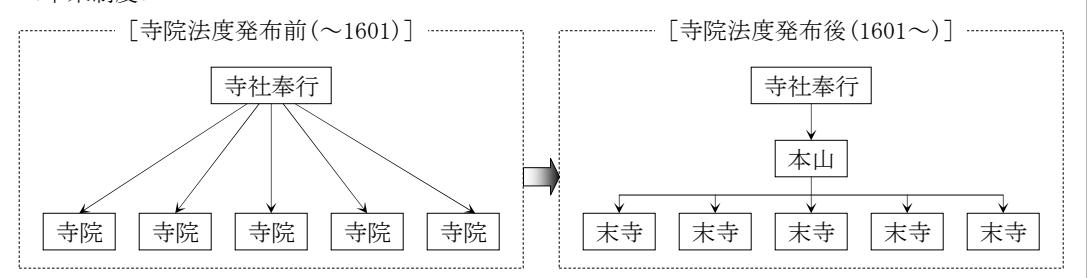
なお、この明正天皇は女性なので、奈良時代の称徳天皇以来の女帝の誕生ということになる(奈良時代の女帝である元**明天皇**と元**正天皇**から、**明正天皇**という名が贈られた)。ただし、久々の女帝復活なんだけど、最後の女帝はこの人ではないんだ。最後の女帝は江戸時代中期に即位した**後桜町天皇**っていう人がいるからね。

譲位した**後水尾上皇**はその後、京都に**修学院離宮**という**数寄屋造**(書院造に茶室風建築の様式を取り入れた建築様式)の山荘を造営し、しばしば行幸している。また、後水尾上皇の叔父にあたる**八条宮智仁親王**も京都に**桂離宮**という**数寄屋造**の別荘を造営している(幕府が後水尾天皇を擁立したため、八条宮智仁親王は第2皇子であるにもかかわらず即位できなかった)

[C] 宗教統制①(寺社統制) テキスト P40 対応

戦国時代、戦国大名の多くは浄土真宗の信者による一向一揆などに苦しめられた。そもそも、徳川家康自身も三河の小大名の頃に三河の一一向一揆で命を落としかけているしね。だから、こうした寺社(寺院・寺社)などを統制するため、宗派ごとに出された法令が**寺院法度(諸宗諸本山法度)**だ。これは天台宗や真言宗など、それぞれの宗派の大寺院に対して1601年から1616年まで出された法令の総称。わかりやすくいうなら「1601年に○○宗へ、1602年には○○宗へ、1603年には○○宗へ」といったように、一つ一つの宗派ごとに出されたわけだ(1601年の高野山あてのものに始まり、1616年の身延山久遠寺あての34通にのぼる)。そして、これらの宗派に中心寺院にあたる**本山**と、一般寺院にあたる**末寺**の関係を制度化することを命じたんだけど、何のこっちゃよくわからないよね。

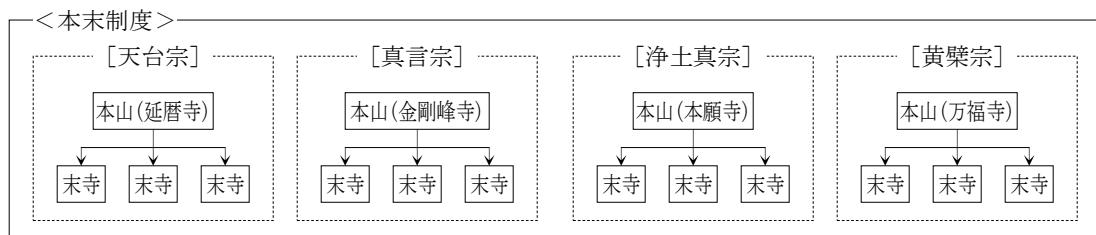
<本末制度>



そもそも、江戸幕府は寺社を統制するために**寺社奉行**という役職をおいていた(寺社奉行は、寺社に関する職務にあたっていた**金地院崇伝**が亡くなったため、1635年に制度化された)。でも、この寺社奉行が、一説には9万も存在したといわれる全ての寺院を取り仕切るのはさすがに不可能だよね。そこで、**寺院法度(諸宗諸本山法度)**を発布して、それぞれの宗派に対し、一番偉いお寺である**本山**と、それに従属するその他の寺院を**末寺**とする**本末制度**(本山・末寺の制度)を整えるように命じたんだ。そして、この本山は各宗派に一つとし、末寺の住職を任命したり、法会の際に末寺の住職を出仕させる権限を与えるなどして、本山にすべての権力が集まった中央集権的なものにする。これによって、寺社奉行が本山に対して命令を下し、それを本山が末寺に伝えることで、寺社を統制下に置くことができるようになったんだ。

上記のように、本山は一つの宗派に一つしか認められない。だから、天台宗の場合は比叡山延暦寺が本山(1642年に幕府や諸大名の保護を受けて復興)、真言宗の場合は高野山金剛峰寺が本山、浄土真宗の場合は本願寺が本山ということになる(本願寺は11世坊主顕如が1580年に石山本願寺を退去了した後、京都下京区の本願寺に移ったが、1602年に兄教如の東本願寺、弟准如の西本願寺に分裂・対立した)。

また、インゲン豆を日本にもたらしたとされる明の僧_{いんぜい}隱元(隱元隆琦)が1654年に伝えた黃檗宗も、日本の宗派と同じように統制を受けることになる。ゆえに、山城宇治の万福寺が黃檗宗本山となり、長崎の崇福寺は末寺に位置づけられた(黃檗宗は臨済宗の系統に属するが、行儀・法式なども中国風で、住職も全員中国人といった具合に、中国人のための臨済宗というとわかりやすいだろう)。なお、寺社からの訴訟などの申し立てを武家伝奏に取り次ぐ寺社伝奏や、40万石ある全国の寺社領は税が免除されることなどについては覚えなくていい。



このように、1601年～1616年までは、一つ一つの宗派ごとに個別に寺院法度(諸宗諸本山法度)を出して統制していくわけだけど、それをまとめる形で1665年に出したのが諸宗寺院法度。これは、今までのよう宗派ごとに出していった寺院法度(諸宗諸本山法度)に対して、そういう宗派は関係なしに一括で出したもの。だから、これからは、この諸宗寺院法度を全ての宗派が共通して守らなければいけなくなるわけだ。なお、これは寺院・僧侶に対する法令だよね。一方、神社・神主に対しては、まったく同じ1665年に諸社禰宜神主法度が出されている。これによって、これ以降は神職の補任は主に吉田家(室町時代に吉田兼俱が興した吉田神道の宗家)・白川家(花山天皇流の源氏で、神祇伯(神祇官長官)を世襲した一族)が取り扱うようになったんだ(のち、吉田家の勢力に圧倒され、白川家はふるわなくなる)。

□ 諸宗寺院法度『御当家令条』

一、諸宗法式、相乱すべからず、若不行儀の輩之有るに於ては、急度沙汰に及ぶべき事。
 一、一宗法式を存ぜざるの僧侶、寺院住持為るべからざる事。

寛文五年七月十一日

(一、諸宗派で定めている掟を、乱してはならない。もし掟を守らない者がいる場合は、必ず処罰する。
 一、その宗派の掟を理解していない僧侶は、寺の住職になつてはならない。

寛文五年(1665年)10月1日)

[D] 宗教統制②(禁教政策の徹底) - テキスト P40 対応 -

江戸時代初期に日本で信仰されていた宗教には、寺社統制でも出てきた仏教・神道があるけど、もう一つ、当時九州を中心に広まっていったキリスト教がある。でも、このキリスト教の教えは徳川幕府にとって大問題。徳川幕府は士農工商という身分制度を絶対的なシステムとしているのに、このキリスト教の教えでは「神の前では全ての人々が平等である」と説く。そして、信者は幕府よりもキ

リスト教の教えを優先させるから、幕府の命令に従わなかつたりする。だから、こうしたキリスト教や日蓮宗不受不施派を信仰させないように、幕府は弾圧を強化していったんだ(日蓮宗不受不施派とは日蓮宗の一派で、日蓮宗を信仰しない者からは施しを受けず、施しもしないという立場をとる。この祖である日奥が 1600 年に徳川家康に面会した際に、そう言い放ったため、幕府はキリスト教と同じく邪教として禁制し弾圧した)。

<宗教統制>

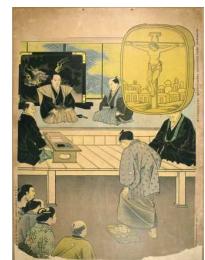
- ①仏教(釈迦などの仏を信仰し寺院に祀る)……幕府は諸宗寺院法度で統制
- ②神道(日本古来の神々を信仰し神社に祀る)…幕府は諸社禰宜神主法度で統制
- ③キリスト教・日蓮宗不受不施派…………宗教を優先させるため幕府は弾圧

キリスト教の禁制(禁教政策)については、[鎖国政策]の章で詳しく説明するけど、キリスト教を弾圧していく中で起きてしまったのが島原の乱(1637)だ。これはよくキリシタン一揆と誤解されがちなんだけど、実際は島原・天草地方の領主が行った増税の圧迫に耐えかねた人々が起こしちゃった農民一揆に過ぎない。けれども、その農民たちの中にキリシタンが多かったので、徳川幕府はキリスト教を更に危険視するようになり、島原の乱鎮圧後にキリシタンの撲滅のための禁教政策を徹底させていくんだ。

そこで、1629年頃から実施されていた、キリスト像やマリア像を描いた踏絵を踏ませる絵踏を更に徹底していく。なお、よく「踏絵」と「絵踏」の違いがわかっていない受験生もいるけど、木版・銅版で出来たキリスト像やマリア像を「踏絵」という。そして、その踏絵を踏ませることを「絵踏」といい、その踏絵を踏むことができなかったら、「こいつはキリシタンだ！ ショッピング！」って、その者をキリシタンとみなしていったんだ。



[踏絵]



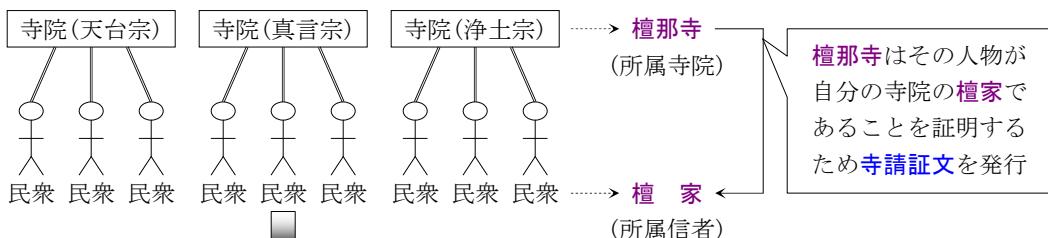
[絵踏]

でも、これだけではまだ不徹底でしょ？ 中には、その後も密かに信仰を守り続けた隠れキリシタンも居たりするからね。じゃあ、どうすれば、キリスト教や先ほどの日蓮宗不受不施派を信仰させないようにすることができるだろう？

人々の信仰を禁止するのは非常に難しい。いったん棄教しても、いずれまたキリスト教を信仰してしまう可能性もあるからね。……これは頭を柔らかくして、発想を逆転させればいい。全ての人々を仏教か神道の信者にしてしまえばいいんだ。そうすれば、「こいつはキリシタンではありません」とてことになるでしょ？

そこで、全ての民衆をいずれかの寺院に所属することを強制させたのが寺請制度だ。

<寺請制度>



いずれかの寺院に所属しなければならない=寺請制度

民衆は自分がキリストンでないことを証明しなければいけない。だから、自分の住んでいる地域にある天台宗でも真言宗でも浄土宗でも何でもいいから、いずれかの宗派の寺院に所属して、自分が仏教徒であると示すわけだ。そして、自分が所属したその寺院に葬式・法事のすべてを行ってもらったり、先祖の墓を置いてもらうんだ。こうした所属した寺院のことを**檀那寺**(菩提寺)といい、所属した人のことを**檀家**という。こうして檀那寺に所属したら、その檀那寺は「この人はうちの檀家なので、キリストンではありません」という証明文書を発行してくれる。これは婚姻・転居・旅行などの際に身分証明書としても用いられるんだけど、この証明書のことを**寺請証文**(宗旨手形)というんだ。

ここまで説明すれば、君たち自身にも置き換えることができるでしょう?よく「自分は無宗教だ」と言う人がいるけど、日本人であるならば、必ず何かしらの宗派のどこかの寺院に所属している。具体的に言うならば、君たちがお墓参りするお寺こそが、君たちの檀那寺(菩提寺)で、君たちはそのお寺の檀家ということ。つまり、僕の場合は、東京都千代田区四谷の心法寺という浄土宗のお寺に先祖の墓があるので、僕の檀那寺(菩提寺)は浄土宗心法寺であり、僕はその浄土宗心法寺の檀家ということになる。だから、君たちもお墓参りをする時には、自分の檀那寺が何宗なのかを聞いてみるといいんじゃないかな?自分が形だけは無宗教ではないということがわかるはずだからさ。

さて、この寺請制度に基づいて、民衆はいずれかの寺院に所属するわけだけど、幕府もちゃんとそれらを把握しておかなければならないよね。言い換えれば、その住民がどこに住んでいて、どこの寺院に所属していて、どこの宗派を信仰しているのか、などを幕府も調査しておかなければならない。そこで、この寺請制度の確立に伴って行われたのが**宗門改**という幕府が行う信仰調査だ。

これは、**宗門改役**という役職が、住民の名前・年齢・性別・住所・檀那寺(所属寺院)・宗旨(信仰する宗派)などを**宗門改帳(宗旨人別帳)**という帳簿に記載していくもの(宗門改役は 1640 年に幕領に設置され、1664 年には諸藩にも設置が命じられた)。例えば、僕の場合だと

名 前=根本某
年 齡=21 歳
性 別=男
住 所=東京都千代田区麹町
檀那寺=心法寺
宗 旨=浄土宗

…って、感じにね(たぶん、年齢と住所は嘘だと思う)。こういう調査を定期的に行うことで隠れキリストンなどの摘發をしていったんだけど、次第にこの**宗門改帳(宗旨人別帳)**は名前・年齢・住所などが書かれていることから、戸籍としての役割を果たすようになっていった。

〔E〕身分制度(士農工商)－テキストP41 対応－

できることなら、「大名統制」・「朝廷統制」・「宗教統制」の次には「農民統制」について説明していきたいんだけど、これを説明するためには、「士農工商」という江戸時代特有の制度について理解しておかなければならない。なので、先に「士(武士)」・「農(農民)」・「工(職人)」・「商(商人)」について説明していこう。

「士(武士)」の中で、將軍に仕える旗本・御家人については「幕藩体制」の項で説明してしまったので、ここでは「士(武士)」が持っていた特権について見ていこう。そもそも、「士(武士)」は支配階級であるため、**苗字・帯刀と切捨御免(無礼打ち)**という特権を持っている。

苗字・帯刀は「士(武士)」だけが苗字を名乗って、刀を腰にぶら下げていよいよこと。ただし、例外的に農工商の身分であっても、社会的に貢献した者や、農民・町人の中でも統治にかかわる庄屋・町年寄りの場合は苗字・帯刀の権利を与えられることもあるんだ。

それから、**切捨御免(無礼打ち)**は「士(武士)」が農民・町人などの庶民から非礼・無礼な言動により名譽を傷つけられた場合、斬り殺してもよいよこと。ただし、この場合はちゃんと証人が必要になる。その後に取調べを受けて、その正当性がないと裁判を受けて処罰されることもあるんだ。

「士(武士)」の特権はこれでお終い。続いて「農(農民)」についてだけど、ここは「士農工商」の中で特に出題されやすい部分なので、しっかり押さえておこう。

江戸時代には、農民が暮らしている村の数は、全国で**6万3000余り**あったんだけど、これらの農民を支配するため、幕府の直轄領である幕領(天領)には**郡代・代官**が置かれていたよね(諸藩の場合は、郡奉行・代官が民政にあたる)。そして、それぞれの地域からの年貢徴収などの民政にあたるわけだけど、彼らは基本的に城下町の屋敷で生活している。だから、農民が住んでいる村に対しては、農民たちによる自治を行わせて、その村々のリーダー層に郡代・代官が命令を伝達していくんだ。

そのため、それぞれの村には自分たちで村政を行うために、村のリーダー層である**村方三役**(地方三役)という村役人がいる。この村方三役のトップとして、村政全般を統轄するのが**名主**(関東では**名主**、関西では**庄屋**、東北地方では**肝煎**と呼ばれる)。そして、この名主を補佐するのが**組頭**。でも、こいつらが年貢や村入用(村政を運営するための費用)を横領したりするかもしれない。そこで、一般的の百姓から選ばれた代表の**百姓代**が彼らを監視しておくんだ。

こうした名主(庄屋・肝煎)・組頭・百姓代から成る村方三の下に位置するのが、一般の百姓なんだけど、これは**本百姓**と**水呑百姓**の2つに分けられる。この2つの違いを簡単に言えば、自分の田畠を持っているか、持っていないか。自分の田畠を持っていれば**本百姓**で、自分の田畠を持っていなければ**水呑百姓**になる。

だから、自分の土地を持っていない水呑百姓は、リッチな本百姓から土地を貸してもらって、それを小作したり、その日だけの日雇みたいな仕事をしているんだ。簡単に言えば、水呑百姓とは本百姓から土地を借りて、小作料を納める小作人にあたる(小作料を地主に納めるため、幕府に対する租税は納める必要はない)。だから、水呑百姓は自分の田畠を持っていない**無高百姓**(自分の石高が無い)と位置づけられるんだ。

それに対して、本百姓は自分の田畠を持っている**高持百姓**(自分の石高を持っている)なので、その田畠・屋敷を検地帳に登録されていて、租税を納める義務を持っている。このように、本百姓は田畠・屋敷地を持っていて、租税負担という社会的な責任を持つので、村政に参加する権利も持っている。なお、有力な本百姓(名主・組頭など)の中には、**名子**とか**被官**と呼ばれる奴隸的に使われる隸属農民を支配下に置いている場合もあったんだ。

現代に置き換えるならば、村方三役=会社の重役、本百姓=会社員、水呑百姓=アルバイトって考えてみるとわかりやすいかな？

—<百姓と村政>—

- 「村方三役=重役」…租税(税金)を払う・村政(社員会議)に参加する
- 「本百姓=社員」…租税(税金)を払う・村政(社員会議)に参加する
- 「水呑百姓=バイト」…租税(税金)を払わない・村政(社員会議)に参加できない

本百姓は村政に参加することができるけど、自分の田畠や屋敷地を持っているため税を納めなければならない。じゃあ、彼ら本百姓が負担しなければいけない税にはどんなものがあったんだろう。

基本的には全部で6種類あるんだけど、これらは米などの物納が原則(のちに貨幣経済の浸透に伴って貨幣で納めることも可能になった)。そして、この中で最も重要なのが、田畠・屋敷地にかかる本年貢の本途物成。単純に言えば、年貢の中心である米のことなんだけど、その年貢の税率は江戸時代初期が四公六民。これは10のうち4を「公」の幕府に納めて、残りの6は自分たち「民」の収入っていう意味だから、税率は約40%になる。ところが、享保期になると税率は五公五民に税率は上げられてしまう。つまり、10のうち5を「公」の幕府に納めて、残りの5は自分たち「民」の収入っていうことだから、税率は50%に上げられちゃったということだね。

しかも、その享保期には、年貢の徴税法も豊作・凶作に応じて税率を決定する検見法から、豊作・凶作にかかわらず一定の税率とする定免法に変更されている。検見法の場合、税率は四公六民だけど豊作だと税率が50%，凶作だと30%とかになったりする(そのため、江戸時代初期の税率は“約”40%と述べた)。でも、定免法の場合、税率が五公五民なので豊作だろうが凶作だろうが、毎年50%の税率になる。これは農民にとってはキツすぎるよね。豊作の場合は良いかもしれないけど、凶作でも50%の税を徴収されたら死活問題だ。じゃあ、こんな厳しい内容に変更した人物って誰なんだ？

享保期というのは、享保の改革が行われた時期にあたる。つまりは8代将軍徳川吉宗だ。…「ちょっと待って、あの名君と誉れ高い吉宗がそんなことしたの？」って、お思いのことだろう。まあ、確かにその通りなんだけど、これにはちゃんと理由があるんだ。そのことについては、いずれ享保の改革でお話しよう。

さて、それでは本途物成以外の税に戻ろう。先ほど説明した本途物成は田畠にかかる税だったでしょ？それに対して、田畠じゃない山野・河海で生産された物や副業に対してかかる雑税が小物成。わかりやすく言えば、米以外の税ってこと。

一方、高掛物というのは村高という村の石高の総計に応じてかかる税のこと。具体的にいうと、これは高掛三役っていう、五街道にある宿駅の費用を負担する伝馬宿入用とか、江戸城の台所で使用する人夫役の六尺米とか、浅草にある幕府米蔵の諸入用の蔵前入用とかがあるんだけど、これらは覚えなくてよい。

ここまで本途物成・小物成・高掛物には「物」という言葉が共通して使われているよね。これは、米や金などの「物」で納めるもの。それに対して、これから説明する国役・伝馬役・助郷役には「役」という言葉が使われている。こちらは、労働力で納める夫役(労役)にあたるから、「役」がついているわけだ。このように、漢字の意味で整理しておけば、混乱は防げるでしょ。

さて、その夫役の中で一国单位で臨時にかかるものが国役だ。これは、城郭や堤防・橋を修理する時に一国全体に負担させるものなので、何かしらが壊れた臨時の際にしかからない。それに対して、常にかかる夫役が伝馬役だ。これは当時の交通制度を説明しなければならないので、簡単に江戸時代の交通制度について説明しよう(江戸時代の交通制度については、[近世社会経済史]で詳しく扱う)。

—<五街道・宿駅>—

江戸時代には参勤交代の制度化により、各地の大名が江戸へ参勤するため、江戸と全国各地をつなぐ五街道(東海道・中山道・甲州道中・日光道中・奥州道中)が発達した。そして、大名だけでなく庶民も往来する五街道には、宿駅(宿場)と呼ばれる茶店や宿泊施設などが整えられた集落が繁栄するようになった(いわゆる宿場町のこととて、2~3里=8km~12kmごとに置かれた)。

それぞれの宿駅(宿場)には、様々な施設が用意されていて、茶店や**本陣**・**脇本陣**や**旅籠**・**木賃**など各種の宿泊施設、さらに公営の人足と伝馬の継ぎ立てを行う問屋場が設けられた。問屋場には、常に人足・伝馬という文書や荷物の運搬などに従事する労働者や馬が用意される(東海道は100人100疋)。

こうした人足や伝馬などを用意しておくために、農民たちには伝馬役という負担が課せられた。



[問屋場]

上記のように、問屋場には人や馬を用意しておかなければならぬ。それを農民たちが負担するのが伝馬役になるわけだね。でも、火急の時には、こうした人や馬などが一斉に出払っちゃって、足りなくなってしまうこともある。そうした不足時には、助郷役という負担で、臨時のヘルプとして人や馬を補充させるんだ。ただし、この助郷役は全ての村にかかるものではなく、助郷と呼ばれる街道周辺の指定された村にのみかかる。つまり、人・馬を常時負担するのが伝馬役、足りなくなった時のヘルプとして一部の村に負担させるのが助郷役ということだ(国役・伝馬役・助郷役などの夫役は、後に米や錢で代納されるようになった)。

これで税の違いは終了。でも、こういった税金を一人一人から徴収していたら手間がかかるよね。だから、村で行われている村政の自治を利用して、名主を代表者として村全体でまとめて納入する村請制がとられるんだ(これは中世の惣村で行われた地下請(百姓請・村請)を利用している)。

ただし、農民の中には納税から逃がれようとする奴がいるかもしれない。そこで、年貢をちゃんと納入させるため、さらに犯罪・キリストンを防止するためにとった制度が五人組制度だ。これは、農民たちの中で五人のグループを組ませて、その中の誰かが悪さをしたら、5人全員に責任を連帯させるというもの。そうなると、誰かが罪を犯したら自分も巻き添え食らうから、5人がお互いに監視し合うようになるでしょ? そして、もし誰か悪さをした奴がいたら、それを密告すると報奨金を出したりするんだ。まあ、人の心理を利用したいやらしい制度だけど、なかなかよく出来た制度なんじゃないかな。こうして、一揆を未然に防いだり、キリストンを取り締まつたり出来るしね。

さて、村人はみんなで助け合っていかないと成り立たない。例えば、田植えや稻刈り、屋根の葺を替えるのを一人で全部行うのは、さすがに難しいでしょ? だから、そういう場合には農民みんなで手伝ってあげたりするんだ。こうした農民による共同労働のことを、結 もやいと呼ぶと用語集には書いてあるんだけど、実はこの用語集の説明は間違っている。結ってのは、結返しがあって、交換労働が原則なんだ。つまり、誰かに田植えを手伝ってもらったら、その見返りに、ちゃんと自分も相手の田植えを手伝ってあげなきゃいけない。

それに対して、もやいというのは、見返りを求める無償の利益分配のこと。例えば、「今年は野菜が採れすぎちゃったから、お隣さんにおすそ分けでもすんべ」ってところかな。だから、「結」は見返りが必要な交換労働、「もやい」は見返りを必要としない利益分配、ということになるんだ。

そして、村人たちはこうした村の秩序を守るために、中世惣村の地下掟(惣掟・村掟)を引き継いで、村掟(村法)という掟を自ら定めている。そして、村人から村入用という費用を徴収して、村方三役を中心に戸政を運営していく。

でも、村人の中には村捷(村法)に違反したり、生活秩序を甚だしく乱したりする者もいる。盜みや博打などをはたらいたとかね。こうした場合には、村八分(むらはちぶ)といつて村全体からハブられてしまうんだ(俗語の「ハブる」は「村八分(むらはちぶ)にする」を語源としている)。これは村の人間から、火事と葬式を除いた全ての交際関係を断絶されるっていう絶交のこと。火事は他の家にも燃え移る可能性があるから、火事が起きたら一応助けてあげる。それから葬式はさすがに人をあの世に送るわけだから、一応葬儀に出席してあげるんだけど、それ以外は全て絶交。つまり、その二分を除いた八分をすべて絶交されるわけだ。

工・商に関しては、全く出題されないというわけではないけど、農村と比べるとその頻度は圧倒的に低くなる。

江戸・大坂・京都などの城下町は、武家屋敷が立ち並ぶ武家地(江戸の約 60%), 寺院や神社が置かれた寺社地(江戸の約 20%), そして町人が暮らしている町人地(江戸の約 20%)にそれぞれ分けられている。町人地は現在の中央区や台東区にあたり、行政・司法・治安など市政全般を町奉行が担当していた。

この狭い町人地に工人(職人)・商人など約 50 万人が暮らしていて、商人町・職人町など業種別に町が形成されている(商人町として現在も残る地名は呉服町・肴(魚)町などがあり、職人町として現在も残る地名としては鍛冶屋町・大工町などがある)。そして、それぞれの区画ごとに住む商工業者によって町という共同体的な自治組織が形成され、彼らは独自に町法(町捷)という捷を定めていた。

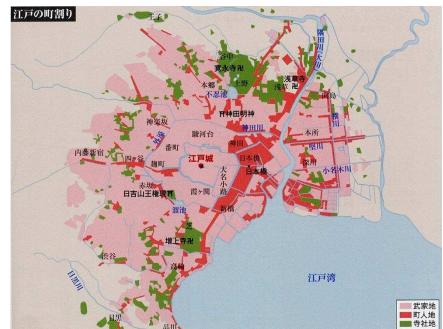
ちょっと難しく書いてみたけど、簡単に言えば、それぞれの地域に住む町人たちが町という組織をつくっていて、彼らによる自治(町政)が行われているということ。だから、町政を運営していくために、町役人と呼ばれるリーダー層がいる。それが町年寄・町名主・月行事だ。

江戸の場合は、樽屋・奈良屋・喜多村という町人の中でも苗字を許された 3 家が、町年寄として江戸の町人地を統轄している。でも、さすがに町人地全てを極め細やかに把握するのは難しいから、その下に町名主という役人がいて、それぞれの地域の町政を担当している。なお、最後の月行事は、一ヶ月交代で勤務して、町年寄・町名主の補佐にあたる町役人とのことだ。

こうした町役人の下にいるのが、地主・家持など一般の町人(正確には本町人と呼ばれる)。彼らはちゃんと自分の土地や家を持っている連中で、地主は自分の土地を持っている者、家持は自分の家を持っている者のこと(家持がその町に住んでいない場合は、家守と呼ばれる管理人が借家人から地代や家賃を徴収する)。こうした自分の土地・家を持っている町人のことを本町人といって、町政に参加する資格が与えられるんだ。

一方で、残りの町人は自分の土地・家を持っていないため、町政には参加できない(町人とは狭義では自分の土地・家を持っている本町人のことを指し、広義では自分の土地・家を持っていない者も町人に含まれる)。このように、自分の土地を持っていないため、地主から土地を借りて、その土地に自分で家を建てる者を地借といい、家持から土地も家も借りる者を店借という(現在でも家主から見た借家人のことを店子と呼ぶ)。

店借の中でも、裏店と呼ばれる通りの裏側に作られた長屋などには、貧乏な庶民が住んでいる(長屋の標準は 1 世帯につき間口 2.7m, 奥行き 3.6m)。こうした下層民はその日暮らしの生活をしていて、一日単位で雇ってもらう白雇(日用)や、魚や野菜などの商品を天秤棒で担いで売り歩く棒手振などがほとんどだった(室町時代の行商人で、天秤棒を担いで売り歩いた振売と同じ)。

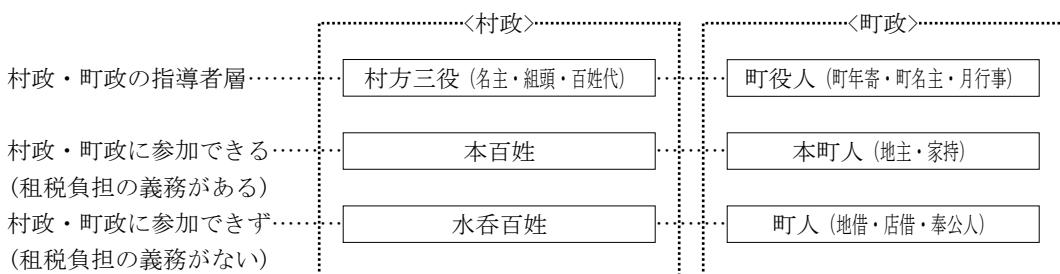


[江戸の武家地・寺社地・町人地]

また、商人や職人などの家に住み込みで働くのが奉公人。商人の場合は、だいたい 10 歳前後になると丁稚でっちとして、家内の雑役・走り使いなどに従事する。そして、17~18 歳ぐらいになると元服して手代てだいとなり、一人前の店員として給料ももらえるようになる。こうした奉公人のうち最高位にあたるのが番頭ばんとうで、主人の代理として経営上の責任も任せられるようになる。最終的には独立して、自分が主人になれれば目出たく奉公人終了ってわけだ。一方で職人の場合は、現在と同じように弟子・親方の関係しかない。こうした弟子のことを徒弟ていしという。ただし、これらはまったくと言っていいほど聞かれないで、僕としては農民の方をしっかり押さえておいてほしいね。

こうしてみると農民の仕組みと町人の仕組みがそっくりなのがわかるかな？農民のリーダー層は村方三役で、町人のリーダー層は町役人。また、村政や町政に参加できるけど租税を納める義務があるのが、農民の場合は本百姓で、町人の場合は本町人。彼らは自分の土地や屋敷を持っているので、こうした社会的な責任をもつ。それに対して、農民の水呑百姓と、町人の地借・店借は自分の土地・屋敷を持っていないので、村政や町政には参加できない。

〈農民・町人〉



さて、土地・屋敷をもつ本百姓に租税負担の義務があったように、本町人も土地・屋敷をもつので租税を負担する義務がある。それが冥加めいかと運上うんじょうだ。これは基本的には順不同で問われる所以のものと思ってくれればいいんだけど、明治大学ではこの違いを聞いてきている。冥加は、簡単に言えば「これから商売をさせていただきます」という時に支払う営業許可税。それに対して、運上は商売している時に常にかかる営業税。ただし、のちに冥加・運上は同じようなものとして扱われるようになった。

また、御用金ごようきんは幕府や藩の財政が苦しい時に、幕府・大名が商人などから借りるお金のこと(商人の立場から大名にお金を貸す場合は大名貸だいめいかしといわれる)。だから、税金の一種として扱ってはいるんだけど、最終的には幕府や藩から返してもらえることになる(ただし、実際には踏み倒されることも少なくなかった)。それから、地子錢じしおんは家の面積に応じてかかる宅地税なんだけど、城下町では免除されることが多く、特に江戸・大坂・京都の三都では免除された。

ということは、御用金は借金に過ぎず、地子錢は免除されることが多いわけだから、町人が納める税金は冥加・運上ぐらい。これは百姓に比べればずいぶん楽だよね？士農工商の順番で、一応農民(農)は町人(工・商)より偉いって位置づけられているけど、一番租税が重いのは農民だ。これじゃあ、農民からしてみればおもしろくないし、不満とかが暴発してしまうかもしれない。そこで、不満をそらすための捌け口として、士農工商の四民の下位に設置された身分がえた(穢多えいた)・ひにん(非人ひじん)などの賤民だ。これらの違いについては特に知らないてもよいけど、えたは皮革処理や牢屋の牢番・行刑役などを主な生業とし、ひにんは物乞い・遊芸・清掃などに従事した賤民。そして、一応それぞれの漢字を記しておいたけど、入試では平仮名で書いて構わないので、穢多の漢字を練習する必要はない。

〔F〕農民統制—テキストP40対応—

[E]の「土農工商」で農民についての説明が終わったので、ようやく農民統制についての説明をすることができる。これまで江戸幕府は大名・朝廷・寺社などに統制を加えていったけど、実は幕府が細心の注意を払ったのが農民統制なんだ。

そもそも幕府・藩の財政は農民からの年貢収入によって成り立っている。ということは、もしも農民たちが年貢を納められなくなってしまったら、幕府の財政基盤である年貢収入も減ってしまうことになる。だから、農民たちが没落しないように、様々な法律で規制をかけていったんだ。

—<貨幣経済(商品経済)の浸透>—

江戸時代の中期になると、農民の階層はリッチな農民の豪農と、バンバーな農民の貧農の二手に分かれしていく。では、なぜ農民の階層は豪農と貧農に分化していったのだろう。

江戸時代の中期になると、新田開発が進んだ結果、耕地面積は江戸初期から約2倍にまで拡大した。また、新たな農具や肥料が開発されたことで、一つの土地から収穫できる米の生産量も飛躍的に増大した。こうした農業生産力の向上によって、時間的な余裕が生まれた農民たちは、副業として米以外の商品作物を栽培したり、手工業品を生産したりするようになった。そして、農民たちは生産した商品作物や手工業品を、市場などで売買して貨幣を獲得し、そのお金で新たな農具や肥料を購入していった(農村への貨幣経済(商品経済)の浸透)。

貨幣経済が浸透するようになった農村では、お金を蓄える者もいれば、お金を浪費する者も出てくる。そして、年貢を払うのがキツくなった本百姓層は、自分の田畠を担保にして名主・組頭などの村役人層は借金するようになった(質入れされた田畠を質地という)。借金を返済することができなくなった者は、その質入れした田畠を取られる(これを質流れ(質流し)という)。

質流れにより、村役人層は大規模な土地を所有し、その土地の多くを小作させる地主と化していた(豪農)。一方、土地を失った本百姓は小作人(水呑百姓)へと転落したり、江戸などの都市へ流入するようになった(貧農)。こうした豪農と貧農に分化することを農民の階層分化(本百姓体制の動搖)という。

本百姓が小作人(水呑百姓)に転落してしまうと、幕府の年貢収入は減少してしまう(幕藩体制は本百姓から年貢を徴収する本百姓体制であり、水呑百姓は小作料を地主に納めるだけなので)。また、貧農が都市へ流入すると、農村の人口が減少するため、幕府の年貢収入は減少してしまう。こうした問題は、江戸中期以降から表面化していき、幕府は財政難や社会問題への対応を迫られたことになった。

上記のように、本百姓が没落すると幕府の財政難につながってしまう。だから、本百姓が没落しないように、あらかじめ様々な規制をかけておかなければならない。では、いったい何を規制すれば本百姓の没落を防ぐことができるだろうか。その本百姓没落の原因をまとめると、以下のようになる。

—<農民の階層分化(本百姓)体制の動搖>—

- ①農業生産力の向上(時間的な余裕が生まれる)
- ②副業として商品作物を栽培・手工業品を生産→→田畠勝手作の禁令(1643)で
- ③商品を市場で売却(農村への貨幣経済が浸透) 商品作物の栽培を禁止する
- ④貧農は土地を担保(質地)にして豪農から借金→→田畠永代売買の禁令(1643)で
- ⑤借金を返せず豪農に土地を取られる(質流れ) 田畠の売買を禁止する
- ⑥貧農が小作人(水呑百姓)に転落 or 都市へ流入
- ⑦農村の人口減少などで幕府の年貢収入が減少

農民たちは「②商品作物などを栽培する」・「③商品を市場で売買する」ことで貨幣経済(商品経済)に巻き込まれる。それであれば、**田畠勝手作の禁令(1643)**で商品作物を栽培することを禁止しておけばよい。また、「④土地を売り買いする」ことで農民が土地を失うのであれば、**田畠永代売買の禁令(1643)**で田畠の売買を禁止しておけばよい(1641~42年に起きた**寛永の飢饉**で農民の没落が相次いだため、これらの法令が出されることになった)。

3代將軍徳川家光時の1643年に出された**田畠勝手作の禁令**は、本田畠に五穀(米・麦・黍・粟・豆)以外の商品作物を栽培してはならないと定めた作付制限令。具体的には、**たばこ・木綿・菜種**などの商品作物は栽培するな、ということ。ただし、この法令には落とし穴がある。これは「本田畠(古くからある田畠)」では栽培してはならないだけで、「新田畠(新しく開発した田畠)」での栽培は禁止していない。だから、新田畠では栽培オッケーとなるので、実際は、農民たちは新田畠で商品作物を栽培していった。つまり、これは有名無実な法令ってことだね。そのため、のちに明治政府は1871年に廃止し**田畠勝手作を許可**している。

同じく1643年に出された**田畠永代売買の禁令**は、その名通り田畠の売り買いを禁止したもの。これは、リッチな百姓が田畠を買い取って土地が集中すると、ビンボーな百姓が田畠を売り払って没落することを防ぐため。ただし、質流れによる土地の売買は禁止していないため、江戸中期以降は質流れの形で土地の売買は行われていった。つまり、これも有名無実な法令。そのため、のちに明治政府は1872年に廃止し、**田畠永代売買を解禁**している。

□ 田畠勝手作の禁令『御触書寛保集成』

一、来年より御料私領共に本田畠に**たばこ**作申間敷旨、仰せ出され候。
 一、田方に**木綿**作り申す間敷事。
 一、田畠共に、油の用として**菜種**作り申す間敷事。
 (一、来年(1644年)より幕領・大名領共に、本田畠に**たばこ**を作つてはならないということが、(幕府より)命令された。
 一、水田に**木綿**を作つてはならない。
 一、田畠共に、油の原料として**菜種**を作つてはならない。)

□ 田畠永代売買の禁令『徳川禁令考』

一、身上能き百姓は田地を買取り、弥宜しく成り、身軀成らざる者は**田畠**活却せしめ、猶々身上成るべからざるの間、向後**田畠**売買停止たるべき事。
 (一、暮らし向きの良い農民は田地を買い取つてますます裕福になり、家計の苦しい農民は**田畠**を売却して、さらに暮らし向きが悪くなるので、今後、**田畠**の売買は禁止する。)

寛永二十年未三月

寛永二十年(1643年)3月

本百姓が没落する原因としては、酒を飲んだり、たばこを吸ったり、絹織物を着てみたりすることでお金を使いすぎて落ちぶれてしまう可能性もある。そこで、農民の日常生活なども厳しく制限するため、1649年に出されたと言われるのが**慶安の触書**だ。ただし、あくまでも“出されたと言われる”に過ぎない。

近年、この**慶安の触書**が出されたのは1649年ではなく、宝暦・天明期に作られたものという説が強くなっている(慶安の触書自体の存在を否定する説もある)。慶安の触書の出典は『禁令類纂』という幕府の法令集なんだけど、一番信頼のおける『御触書寛保集成』や『御当家令条』などの法令集に

は載っていない。しかも、古い写本も見当たらないため、この慶安の触書は 1649 年に出されたものではなく、ずっと後の時代なのではないか or 実在自体しなかったのではないか、って言われているんだ。そのため、現在では慶安の触書について出題されることは少なくなっている。

□ 慶安の触書『教令類纂』

一、朝起きを致し、朝草を刈り、昼は田畠耕作にかかり、晩ニハ縄をなひ、たはらをあミ、何ニてもそれぞれの仕事、油断無く仕るべき事。

一、酒・茶を買のミ申間敷候。妻子同前の事。

一、百姓は、衣類の儀、布・木綿より外は帯・衣裏にも仕る間敷事。

一、たばこのミ申間敷候。是ハ食にも成らず、結句以来、煩ニ成るものニ候。……

右の如くニ物毎念を入れ、身持をかせぎ申べく候。……年貢さへすまし候得ば、百姓程心易きものハ之無く、よくよく此趣を心がけ、子々孫々迄申伝へ、能々身持をかせぎ申すべきもの也。

慶安二年丑二月廿六日

(一、朝、早起きをして草を刈り、昼は田畠の耕作をし、夜は縄をない、俵を編み、どんな仕事でも手を抜かないようにせよ。

一、酒・茶を買って飲んではならない。妻子も同様である。

一、百姓は、衣類については布(麻布)・木綿の他は帯や衣の裏にも使ってはならない。

一、たばこを吸ってはならない。これは食のたしにもならず、結局のうちに厄介なことになるものである。……

右のように物ごとに念を入れ、家計が楽になるように稼ぐようにせよ。……年貢さえ納めてしまえば、百姓ほど気楽なものはない。よくよくこの趣旨を心がけ、子孫代々にまでも語り継ぎ、一生懸命稼ぐようにすべきである。)

慶安二年(1649 年)2 月 26 日

江戸幕府は農民が没落するのを防ぐため、上記のような法令で規制をかけてきたのだが、4 代將軍徳川家綱の頃になると、分地という新たな問題が出てきてしまった。

例えば、ある農民に子供が二人いたとしよう。その親が子供に分割相続をすると、それぞれの子供がもらえる土地は従来の 2 分の 1 になってしまい(このような土地を分け与えることを分地といふ)。このように、分割相続を続けていくと、土地が細分化されていき、最終的に農民たちは没落してしまう。

そこで、分割相続による土地の細分化を防ぐため、1673 年に出されたのが分地制限令だ。この法令のなかで、名主の場合は 20 石以上、一般百姓の場合は 10 石以上の石高がないと、分地をすることは認めないと規定されている。(これまで農民たちが分地をしても、新田開発により土地を増やすことができたが、徳川家綱の頃には新田開発が限界になってきたため分地制限令が発布された)。

□ 分地制限令－寛文十三年令(1673 年令)－『憲教類典』

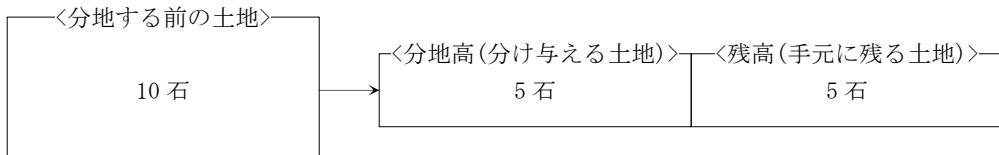
一、名主、百姓、各田畠持候大積り、名主式拾石以上、百姓は拾石以上、それより内ニ持候者は石高猥りに分け申間敷旨御公儀様より仰せ渡され候間、自今以後其旨堅く相守り申すべき旨仰せ付けられ畏奉り候。若相背申し候ハゞ、何様の曲事ニモ仰せ付らるべく候事。

(一、名主・百姓が持つべき田畠の大よその規模は、名主は石高で 20 石以上、百姓は 10 石以上をめどとする。

それ以下の石高しか持たない者は土地をやたらに分けてはならない旨を幕府より仰せ渡されたので、以後はそのことを必ず遵守するよう(御代官が)命じられ、(私共百姓は)承知いたしました。もし、違反すればどのような厳しい処罰を命じられても結構です。)

ところが、この法律には重大な落とし穴があった。1673年（正徳3年）の分地制限令では、一般百姓が分地する時には10石以上の石高が必要とされているけど、実際にその内容に沿って分地を行うと以下のようなになる。

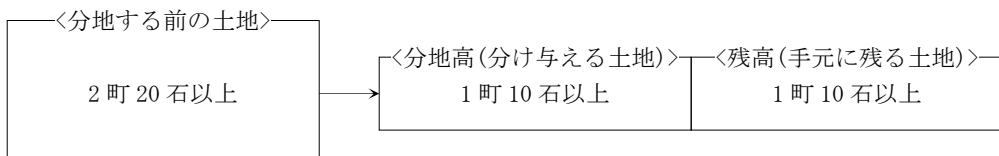
—<分地制限令(1673)に基づく分地高・残高>—



10石の石高を所有する農民が分地を行うと、子供に分け与える土地は5石、自分の手元に残る土地は5石になる。1石は「1人が1年間食べる米の量」なので、5人暮らせるから十分じゃないか、と思った諸君は、年貢というものをお忘れなのだろう。税率は4公6民 or 5公5民なので、年貢として50%ほど持つていかれると、2.5石ほどで家族を養わなければならなくなる。自分・妻だけなら良いが子供や両親を養うとなると、生活不可能になってしまう。

そのため、**分地制限令**は7代将軍徳川家継の**1713年**に改正されている。これは、分地した後の分地高・残高のどちらも石高**10石**・地面**1町**以上の所持を必要とする、と改められたものなのだが、具体的には以下のようになる。

—<分地制限令改正(1713)に基づく分地高・残高>—



まず、分け与える土地の分地高は**1町10石**以上を必要とする（1町は現在の1haにあたる土地の面積単位）。そして、分地した後に手元に残る残高も**1町10石**以上を必要とする。つまり、分地をするためには、あらかじめ**2町20石**以上の土地を所有していなければ分地できないということになる。

■ **分地制限令改正—正徳三年令(1713年令)—『新選憲法秘録』**

一田畠配分の儀御書付
高拾石 地面巻町
右の定より少く分ヶ候儀停止たり。尤分方ニ限らず、残り高も此定より少し残べからず。然ル上は式^(二十)石地面^(二)町より少き田地持ち、子供を初め諸親類の内江、田地配分相成らず候間、厄介人有る者ハ、在所ニテ耕作の働くにて渡世致させ、或は相応の奉公ニ差し出すべき事。

（一田畠配分に関する書付け

石高は**10石** 土地の面積では**1町**

右の定めより少ない規模で土地を分与することを禁止する。なお、分け与える土地だけでなく、残りの土地についてもこの定めより少なくなることはならない。したがって、石高で**20石**以上、面積で**2町**より少ない田畠を持つ者は、子供や親類へ田畠を分地することはできないので、そのような厄介人がある場合は、彼らに村で農業を手伝わせて生計を立てさせるか、相応の奉公に出すこと。)

<江戸幕府の農民統制の覚え方>

「イチローよさ(1643)んか、勝手(田畠勝手作の禁令)な売買(田畠永代売買の禁令)」

「イチローよさ(1643)んか…、の30年後に分地制限令(1673)、40年後に分地制限令改正(1713)」

さて、最後に為政者(政治を行う者)の農民觀を見ていく。江戸時代の政治を行っていた為政者たちは農民をどのように見ていたのかってこと。

江戸時代の初期には、徳川家康が「村々の百姓は死なさぬよう、生きないように」と述べたり、家康側近の本多正信が著したといわれる『本佐録』(本多正信あるいは藤原惺窓の著とされるが不詳)には「百姓は財産を持たせないように、不足が発生しないように支配するべきである」と記されているように、一応農民の最低限の生活は保障されている(まあ、それでも随分ひどいことを言っているけどね)。

ところが、享保の改革期に老中松平秉邑によって勘定奉行に抜擢され、年貢増徴策を推進して幕府の財政収入を急増させた神尾春央は、「胡麻の油と百姓からの年貢は絞れば絞るほど出てくるものである」と言い放っている。このように、江戸時代中期になると、農民の生活などまったく考えなくなってしまっているのが悲しいよね。

回 為政者の農民觀

(江戸初期) 徳川家康 ……東照宮上意に、「郷村の百姓共は死なぬ様に、生ぬ様に」と… (『昇平夜話』)

(江戸初期) 本多正信 ……百姓は財の余らぬやうに不足なきやうに治むること道なり (『本佐録』)

(江戸中期) 神尾春央 ……胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり (『西域物語』)

(江戸初期) 徳川家康 ……東照宮(徳川家康)のお気持ちとしては、「村々の百姓は死なさぬよう、生きないように」と…

『昇平夜話』(高野常道が著したと伝わる)

(江戸初期) 本多正信(徳川家康の側近)

……百姓は財産を持たせないように、不足が発生しないように支配するべきである。

『本佐録』(本多正信が著したと伝わる政治教訓書)

(江戸中期) 神尾春央(老中松平秉邑によって抜擢され、年貢増徴策を推進した享保期の勘定奉行)

……胡麻の油と百姓からの年貢は絞れば絞るほど出てくるものである。

『西域物語』(本多利明が著した経世書)